

御岳県立公園の国定公園化に向けた取組について

自然保護課

1 これまでの経過・取組

○令和4年度

- ・環境省が御嶽山を国定公園の新規指定候補地として選定

○令和5年度

- ・御嶽山及び周辺地域についての現状を調べる自然環境調査を環境省が実施

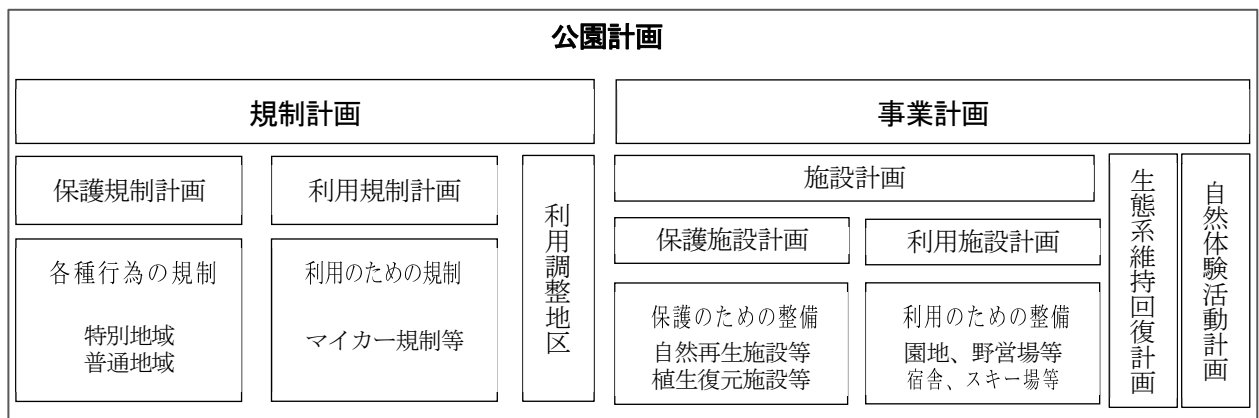
○令和6年度

- ・自然環境調査の結果をもとに、岐阜県及び県内地元関係者等と指定書（案）及び公園計画書（案）を作成（県、市町村、観光事業者等で構成する長野県協議会、岐阜県協議会において検討）



2 公園計画とは

自然公園の風致景観を維持し、併せて公園として適正な利用を推進するための計画を示すことにより、公園の適正な管理・運営を行う基本的な指針であり、保護又は利用のための規制又は事業に関する計画をいう。



3 御嶽山国定公園（仮称）公園計画書（案）の概要

(1) 公園名称

御嶽山国定公園（仮称） ※公園名の正式決定は環境大臣が行う。

※現行の県立公園

長野県：御岳県立公園（木曾町、王滝村）昭和27年3月指定、

岐阜県：御嶽山県立自然公園（高山市、下呂市）平成11年4月指定

(2) 指定理由（要旨）

- ・標高3,000mを超える火山性の独立峰であり、雄大な景観を有する
- ・頂上から麓まで連続的に自然植生が変化の様が見られる
- ・古くから山岳信仰の対象の山であり、自然と文化が融合した文化景観が見られる

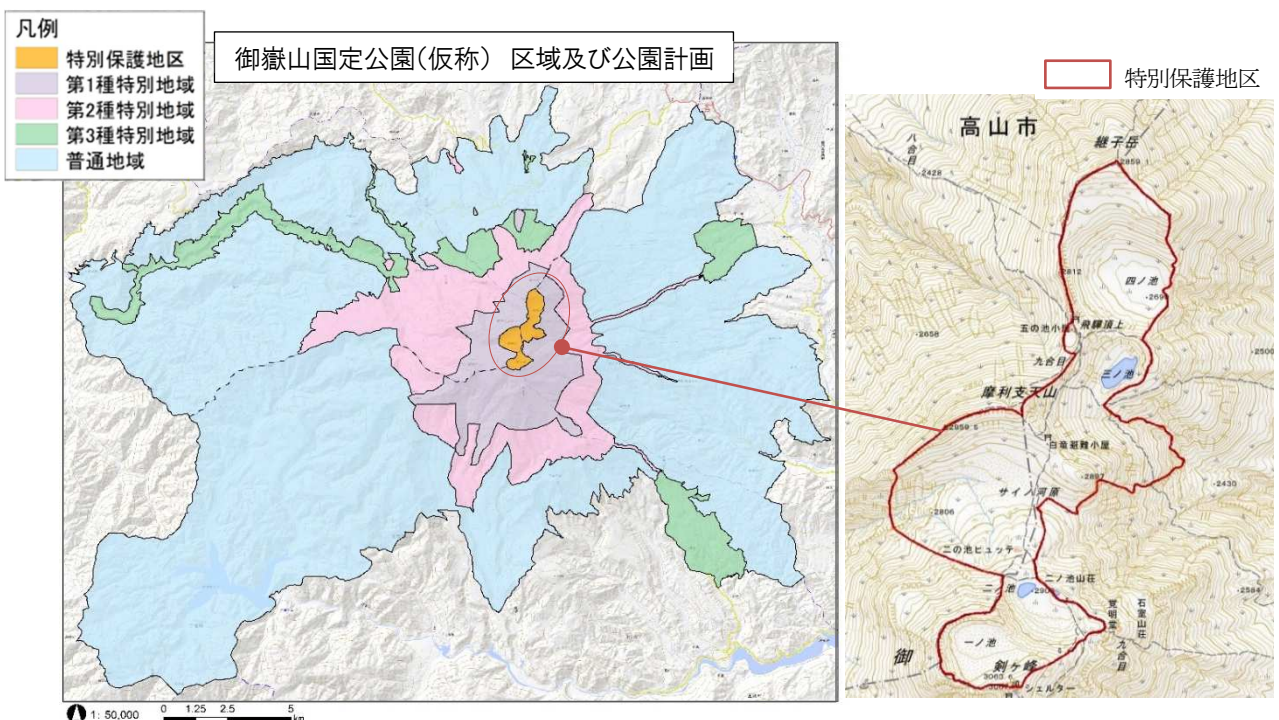
(3) 景観の特性（公園の特徴）

地形、地質	活火山の独立峰であり、南北約3.2kmにも及ぶ長い頂稜と、剣ヶ峰、継母岳、継子岳、摩利支天山、王滝頂上、飛騨頂上の6つの峰を有している。頂上の剣ヶ峰は、火山としては我が国で富士山に次ぐ標高（3,067m）を誇る 各噴火口から流出した溶岩や爆発、陥没など火山作用により形成された 独特な火山地形 を有する
-------	---

植生・野生生物	<p>独立峰であることにより植生の垂直分布を連続的かつまとまった形でみることができる</p> <ul style="list-style-type: none"> 山頂付近にはオンダテやハイマツ、コマクサを始めとした高山植物群落が広がり、ライチョウやオコジョ等の希少な種の生育地となっている 亜高山帯には、トウヒとコマツガが非常に発達した亜高山帯針葉樹林の原生林が広がる 山麓には針葉樹の植林が広くみられ、特にヒノキ、サワラ、ネズコ、アスナロ、コウヤマキは「木曾五木」として知られ、その一部は樹齢300年を超える大木となっている
文化景観	<p>登山道を中心として各所に霊神碑や石仏等が分布するなど、自然と人の営みとが結びついた文化景観としての高い価値を有する</p>

(4) 規制計画

地 種 区 分	国定公園 指定面積	県立公園指定 面積（長野県）	
		うち長野県分	
■特別地域	6,497ha	3,462ha	3,462ha
特別保護地区 山頂一帯の火山特有地形。ハイマツやコマクサなどの高山植物群落	164ha	116ha	—
第1種特別地域 オサバグサや亜高山針葉樹林の中のハイマツ群落	1,537ha	1,091ha	1,207ha
第2種特別地域 亜高山帯の針葉樹の原生林、溪流上の滝	2,999ha	1,488ha	1,488ha
第3種特別地域 野営場など自然との触れ合いの場や山岳信仰の場、サワラ・アスナロ林	1,797ha	767ha	767ha
■普通地域(上記以外の地域)	21,779ha	15,302ha	15,302ha
合 計	28,276ha	18,764ha	18,764ha



○国定公園化に伴い、新たに「特別保護地区」を設定

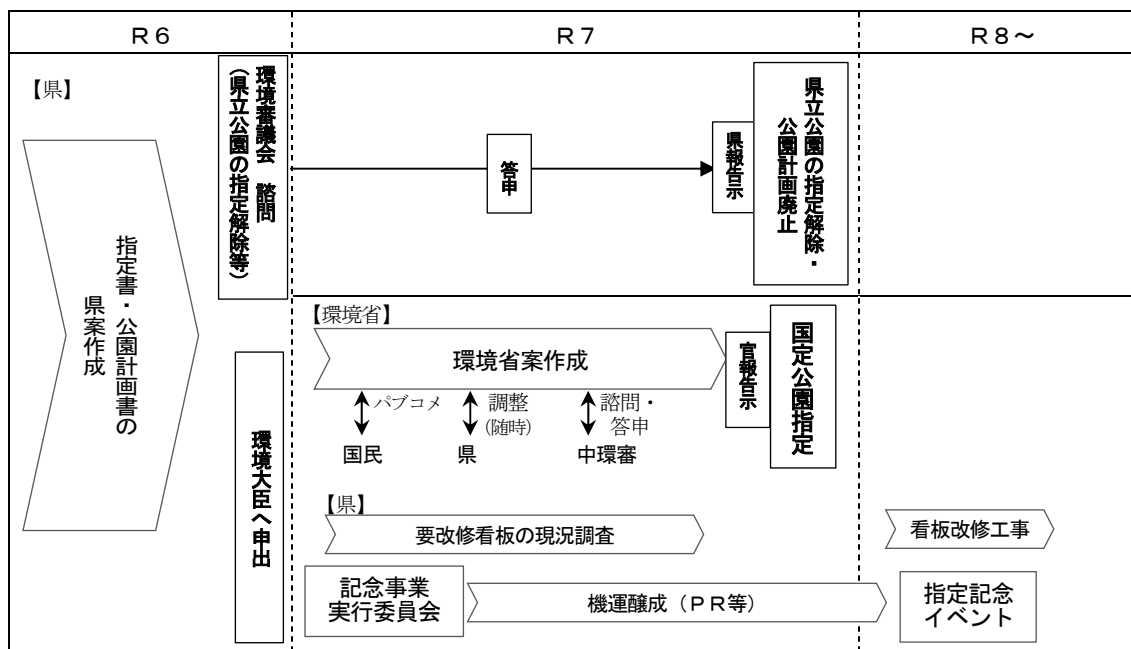
特徴：特に優れた自然景観、原始状態を保持しており、特に嚴重に景観の維持を図る必要がある地区
 規制：原則として現状変更不可（学術研究等を除く）

(5) 事業計画

利用施設計画	自然体験活動計画
<ul style="list-style-type: none"> 園地、休憩所、宿舎を整備し、火山景観や山岳信仰等の文化景観の探勝を推進 スキー場、野営場、運動場、宿舎を整備し、自然体験の多様な利用ニーズに対応 避難小屋を整備し、火山防災に配慮した利用を推進 登山ルート及び自然景観・文化景観に触れ合う場として、歩道（登山道・探勝路）を整備 	<p>質の高い自然体験活動の促進に係る方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 活火山が育む自然資源を体感できる自然体験活動を提供 エコツーリズムの提供や生態系・野生生物の保護への配慮 等 <p>(具体的な取組)</p> <p>長野県西部地震で発生した山体崩壊跡（御嶽崩れ）等をめぐるガイドツアー</p> <p>田の原湿原での再生活動やガイドウォーク 等</p>

4 今後の予定

- 両県合同で指定書(案)及び公園計画書(案)の県案を作成し、環境大臣に指定の申出（3月末予定）
- 環境省において、指定書及び公園計画書の原案を作成し、関係省庁への意見照会、パブリックコメント及び中央環境審議会への諮問・答申を経て、環境大臣が国定公園に指定（令和7年度末を想定）



- 両県及び地元市町村で構成される「国定公園化記念事業実行委員会（仮称）」を設立し、記念式典を開催する（令和8年度予定）など、国定公園化の周知や機運醸成のための企画を検討・実施